|  |  |
| --- | --- |
|  | *＜大会名＞＜年＞***帆走指示書（SI）** |
|  | 帆走指示書（SI）の規則中の[NP]の表記は、艇は、他艇の規則違反に対し抗議できないことを意味する。これはRRS 60.1を変更している。帆走指示書（SI）の規則中の[SP]の表記は、規則違反に対する標準的なペナルティーが、レース委員会またはテクニカル委員会によって、審問なしに課される可能性があることを意味する。これはRRS A5を変更している。 |
| **1** | **規則** |
| **1.1** | 本大会には『セーリング競技規則』に定義された規則が適用される。 |
| **1.2** | [RRS *＜番号＞*を次のとおり変更する。*＜変更された規則内容＞*][*＜文章＞*。これはRRS *＜番号＞*を変更している。] |
| **2** | **帆走指示書の変更** |
| **2.1** | 帆走指示書の変更は、それが発効する当日の09:00までに掲示される。ただし、レース日程の変更は、発効する前日の20:00までに掲示される。 |
| **2.2** | 帆走指示書の変更は、*＜手順の記述＞*に従って水上で行われることがある。 |
| **3** | **競技者とのコミュニケーション** |
| **3.1** | 競技者への通告は、*＜URL＞＜場所＞*に設置された公式掲示板に掲示される。 |
| **3.2** | レース・オフィスは、*＜場所＞*に設置され、[電話は *＜電話番号＞*]、[emailは *＜email address＞*]である。 |
| **3.3** | 水上でレース委員会は、VHF無線チャンネル*＜チャンネル番号＞*で競技者をモニターし、交信を行う予定である。 |
| **3.4** | レース委員会は、以下の連絡をVHF無線チャンネル*＜数字＞*で[行う][行う場合がある]。*＜項目リスト＞*レース委員会が*＜旗名＞*旗を掲揚した場合、代替VHF無線*＜番号＞*が使われる。 |
| **3.5** | [DP] [レース中][最初の予告信号からその日の最終レースまで]、緊急の場合を除き、艇は、音声やデータを送信してはならず、かつ、すべての艇が利用できない音声やデータ通信を受信してはならない。 |
| **4** | **行動規範** |
| **4.1** | [DP] 競技者および支援者は、レース委員会からの妥当な要求に応じなければならない。 |
| **4.2** | [DP] 競技者および支援者は、主催団体によって提供された、[装備の取扱い][または][提供された広告の掲示]を、その使用に関する指示に従い、その機能を妨げることなく、実行しなければならない。 |
| **5** | **陸上で発せられる信号** |
| **5.1** | 陸上で発せられる信号は、*＜場所＞*に掲揚される。 |
| **5.2** | 回答旗が陸上で掲揚された場合、レース信号『回答旗』中の「１分」を*＜数字＞*分以降と置き換える。 |
| **5.3** | [DP] 音響１声とともに掲揚されるD旗は、「艇は、この信号が発せられるまで[ハーバー][岸]から離れ[ないよう要請される][てはならない]」ことを意味する。予告信号は、予定された時刻より前、またはD旗が掲揚された後*＜数字＞*分以より前には発せられない。 |
| **6** | **レース日程** |
| **6.1** | *＜表＞* |
| **6.2** | どのクラスも2レース以上予定より前倒しにならない場合に限り、1日につき1つの追加レースを行うことがあり、その変更は、SI 2.1に従って行われる。 |
| **6.3** | それぞれの日の最初のレースの予告信号の予定時刻は、*＜時刻＞*である。 |
| **6.4** | 1つのレースまたは一連のレースが間もなく始まることを艇に注意喚起するために、予告信号を発する最低5分以前に、音響1声とともにオレンジ色のスタート・ライン旗を掲揚する。 |
| **6.5** | レースの予定された最終日には、*＜時刻＞*より後に予告信号を発しない。 |
| **7** | **クラス旗** |
| **7.1** | [*＜クラス＞*のクラス旗は、以下のとおりとする。*＜旗の記述＞*][クラス旗は、以下のとおりとする。*＜表＞*] |
| **8** | **レース・エリア** |
| **8.1** | レース・エリアは、*＜記述＞*とする。SI付属文書*＜文書名＞*にレース・エリアの位置を示す。 |
| **9** | **コース** |
| **9.1** | [以下]［SI付属文書*＜文書名＞*］の見取り図は、レグ間のおおよその角度、通過するマークの順序、それぞれのマークをどちら側に見て通過するかを含むコースを示す。[おおよそのコースの長さは、*＜距離＞マイル*とする。] |
| **9.2** | 予告信号以前にレース委員会の信号船に、最初のレグのおおよそのコンパス方位を掲示する。 |
| **9.3** | コースを短縮することはない。これはRRS 32を変更している。 |
| **9.4** | コースのレグを、準備信号の後に変更することはない。これはRRS 33を変更している。 |
| **10** | **マーク** |
| **10.1** | マークは、*＜記述＞*とする。 |
| **10.2** | 以下のマークは、回航マークである。*＜リスト＞* |
| **10.3** | SI 13に規定される新しいマークは、*＜記述＞*である。 |
| **11** | **障害物** |
| **11.1** | 次の[物体][境界線][区域]は、障害物として指定される。*＜記述＞* |
| **12** | **スタート** |
| **12.1** | レースは、RRS 26を用いて、予告信号をスタート信号の*＜数字＞*分前とし、スタートさせる。 |
| **12.2** | レースは、次のようにスタートさせる。*＜記述＞。*これはRRS 26を変更している。 |
| **12.3** | [スタート・ラインは、スタート・マーク上のオレンジ旗を掲揚しているポールの間とする。][スタート・ラインは、スターボードの端にある[スタート・マーク][信号船]上のオレンジ旗を掲揚しているポールと、ポートの端のスタート・マークのコース側との間とする。][スタート・ラインは、*＜記述＞*とする。] |
| **12.4** | 予告信号が発せられていない艇は、他のレースのスタート手順の間、スタート・エリアを回避しなければならない。 |
| **12.5** | スタート信号前の2分間に、艇体がスタート・ラインのコース側にあり、その艇が特定される場合には、レース委員会はVHFチャンネル*＜記述＞*で、そのセール番号を送信するように努める。艇は、レース委員会が送信できなかったり、送信のタイミングが的確でなかったりした間違いに基づいて、救済要求をすることはできない。これはRRS 61.1(a)を変更している。 |
| **12.6** | スタート信号時に艇体の一部がスタート・ラインのコース側にあり、その艇が特定される場合には、レース委員会はそのセール番号を声かけるように努める。艇は、レース委員会が番号の声かけをしなかったり、艇に声かけが聞こえなかったりしたこと、または艇が声かけされた順序に基づいて、救済要求をすることはできない。これはRRS 61.1(a)を変更している。 |
| **12.7** | スタート信号後*＜数字＞*分以内にスタートしない艇は、審問なしに『スタートしなかった（DNS）』と記録される。これはRRS A 5を変更している。 |
| **13** | **コースの次のレグの変更** |
| **13.1** | [コースの次のレグを変更するために、レース委員会は、元のマークまたはフィニッシュ・ラインを新しい位置に移動する。][コースの次のレグを変更するために、レース委員会は、新しいマークを設置し（またはフィニッシュ・ラインを移動し）、実行できれば直ぐに元のマークを除去する。その後の変更で新しいマークを置き換える場合、そのマークは元のマークで置き換える。] |
| **14** | **フィニッシュ** |
| **14.1** | [フィニッシュ・ラインは、フィニッシュ・マーク上の青色旗を掲揚しているポールの間とする。][フィニッシュ・ラインは、スターボードの端にあるフィニッシュ・マーク上の青色旗を掲揚しているポールと、ポートの端のフィニッシュ・マークのコース側の間とする。][フィニッシュ・ラインは、*＜記述＞*とする。] |
| **14.2** | 艇がフィニッシュしたときにレース委員会がいない場合、その艇はフィニッシュ時刻および近くの艇との相対順位を、最初の妥当な機会にレース委員会に報告[すること][しなければならない]。 |
| **15** | **ペナルティー方式** |
| **15.1** | RRS 44.3『得点ペナルティー』が適用される。[そのペナルティーは、*＜数字＞*位とする。]または[ペナルティーは、*＜記述または式＞*とする。] |
| **15.2** | *＜名前＞*クラスについては、RRS 44.1を変更し、『2回転ペナルティー』を『１回転ペナルティー』に置き換える。 |
| **15.3** | 付則Pが適用される。 |
| **15.4** | 付則Pが『2回転ペナルティー』を『１回転ペナルティー』に置き換えて適用される。 |
| **15.5** | 付則P2.3は適用されず、付則P2.2を変更し、2回目以降のペナルティーに適用される。 |
| **16** | **タイム・リミット［とターゲット・タイム］** |
| **16.1** | マーク１のタイム・リミット、レース・タイム・リミット（RRS 35参照）およびフィニッシュ・ウインドウを下表に示す。

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| マーク１のタイム・リミット | レース・タイム・リミット | フィニッシュ・ウインドウ |
| *＜時刻＞* | *<時刻>* | *<時刻>* |

 |
| **16.2** | マーク１のタイム・リミット内に1艇も最初のマークを通過しなかった場合、レースは中止される。 |
| **16.3** | [フィニッシュ・ウインドウとは、最初の艇がコースを帆走した後、艇がフィニッシュする時間のことである。スタートしたが、フィニッシュ・ウインドウ内にフィニッシュできず、かつ、その後リタイアせず、ペナルティーを課されず、または救済を与えられなかった艇は、審問なしにタイム・リミット超過（TLE）と記録される。TLEと記録された艇には、フィニッシュ・ウインドウ内にコースを帆走し、RRS30.3または30.4のペナルティーを課されなかった最後の艇のフィニッシュ順位より[1]または［2］を加えた得点が記録されなければならない。これは、RRS 35、A 5.1、A 5.2、A 10を変更している。][フィニッシュ・ウインドウとは、最初の艇がコースを帆走した後、艇がフィニッシュする時間のことである。フィニッシュ・ウインドウ内にコースを帆走できなかった艇は、審問なしに「フィニッシュしなかった」（DNF）と記録される。これは、RRS 35、A 5.1、A 5.2を変更している*。*] |
| **16.4** | ターゲット・タイムどおりとならなくても、救済要求の根拠とはならない。これはRRS 61を変更している。 |
| **17** | **審問要求** |
| **17.1** | [それぞれのクラスに対して]、抗議締切時刻は、[そのクラスの]その日の最終レースに最終艇がフィニッシュした後、またはレース委員会が、本日これ以上レースは行わないという信号を発した後、どちらか遅い方から*＜数字＞*分とする。時刻は公式掲示板に掲示される。 |
| **17.2** | 審問要求書の様式は、*＜URLまたは場所＞*にあるレース・オフィスで入手できる。 |
| **17.3** | 審問の当事者であるか、または証人として名前があげられている競技者に、審問のことを知らせるため、抗議締切時刻後30分以内に通告が掲示される。審問は、*＜記述＞*にあるプロテスト・ルームにて[掲示された時刻] [*＜日付および／または時刻＞*]に始められる。 |
| **17.4** | 付則Pに基づきRRS 42違反に対するペナルティーを課された艇のリストは掲示される。 |
| **17.5** | RRS 61.2(b)(2)と63.7(b)(2)は適用されない。 |
| **17.6** | 規則70.3[(a)][(b)][(c)][(d)]に規定されたとおり、プロテスト委員会の判決に対する上告の権利は否認される。 |
| **18** | **得点** |
| **18.1** | 得点方式は、次のとおりとする。*＜記述＞* |
| **18.2** | シリーズの成立には、*＜数＞*レースの得点が記録されることを必要とする。 |
| **18.3** | 艇のシリーズの得点は、レース得点の合計とする。 |
| **18.4** | 艇のシリーズの得点は、最も悪い方から*＜数＞*つ得点を除外したレース得点の合計とする。 |
| **18.5** | (a) 完了したレースが*＜数＞*レース未満だった場合、艇のシリーズの得点は、レース得点の合計とする。(b) 完了したレースが*＜数＞*から*＜数＞*レースだった場合、艇のシリーズ得点は、最も悪い得点を除外したレース得点の合計とする。(c) 完了したレースが*＜数＞*レース以上だった場合、艇のシリーズ得点は、最も悪い方から2つの得点を除外したレースの得点の合計とする。 |
| **18.6** | RRS A 5.3が適用される。 |
| **19** | **安全規定** |
| **19.1** | *＜記述＞* |
| **19.2** | **[DP]** レースからリタイアする艇は、最初の妥当な機会にレース委員会に伝えなければならない。[艇は、陸上に戻ったら直ちに、*＜URLまたは場所＞*で入手可能なリタイア申告書に記入しなければならない。] |
| **20** | **乗員の交代と装備の交換** |
| **20.1** | **[DP]** 競技者の交代は、*＜委員会名＞*の書面による事前承認なしでは許可されない。 |
| **20.2** | **[DP]** 損傷または紛失した装備の交換は、*＜委員会名＞*の書面による承認なしでは許可されない。交換の要請は、最初の妥当な機会に、その委員会に行わなければならない。それはレース後の場合もある。 |
| **21** | **装備と計測のチェック** |
| **21.1** | 艇または装備は、クラス規則、レース公示および帆走指示書に適合しているか、いつでも検査されることがある。 |
| **21.2** | [DP] 水上でレース・オフィシャルに指示された場合、艇は検査のために指定されたエリアに向かわなければならない。 |
| **22** | **支給艇** |
| **22.1** | 艇は、主催団体が用意する。SI付属文書*＜文書名＞*を参照すること。 |
| **23** | **運営船** |
| **23.1** | 運営船は、以下のように識別される。*＜記述または表＞* |
| **24** | **[DP] 支援チーム** |
| **24.1** | すべての支援者とすべての支援者船を含む支援チームは、[*＜URLまたは場所＞*][SI付属文書*＜文書名＞*]にある支援チーム規定に従わなければならない。 |
| **24.2** | チーム・リーダー、コーチおよびその他の支援者は、最初のスタートの準備信号から、すべての艇がフィニッシュ、もしくはリタイアする、またはレース委員会が延期、ゼネラル・リコールもしくは中止の信号を発するまで、艇がレースをしているエリアの外側にいなければならない。 |
| **24.3** | 支援者船は、以下のとおり識別されなければならない。*＜記述＞* |
| **25** | **ごみの処分** |
| **25.1** | ごみは、運営船[または支援者船]に渡してもよい。 |
| **26** | **停泊** |
| **26.1** | [DP] 艇は、[艇置き場][ハーバー]にある間、指定された場所に保管しなければならない。 |
| **27** | **上架の制限** |
| **27.1** | [DP] 艇は、レース委員会の事前の書面による許可があり、その条件に従っている場合を除き、大会期間中は上架してはならない。 |
| **28** | **潜水用具とプラスチック・プール** |
| **28.1** | 最初のレースの準備信号から大会終了までの期間、水中呼吸器具、プラスチック・プールまたはそれらに類するものは、キールボートの周辺では使用してはならない。 |
| **28.2** | キールボートは、[大会期間中][*＜日付＞＜時刻＞*から*＜日付＞＜時刻＞*まで]いかなる手段でも喫水線の下を掃除してはいけない。 |
| **29** | **賞** |
| **29.1** | 賞を[クラス毎に]次のとおり*＜順位の一覧＞*与える。 |
| **30** | **リスク・ステートメント** |
| **30.1** | RRS 3には『レースに参加するか、またはレースを続けるかについての艇の決定の責任は、その艇にのみある。』とある。大会に参加することによって、それぞれの競技者は、セーリングには内在するリスクがあり、潜在的な危険を伴う行動であることに合意し、認めることになる。これらのリスクには、強風、荒れた海、天候の突然の変化、機器の故障、艇の操船の誤り、他艇の未熟な操船術、バランスの悪い不安定な足場、疲労による傷害のリスクの増大などがある。**セーリング・スポーツに固有なのは、溺死、心的外傷、低体温症、その他の原因による一生消えない重篤な傷害、死亡のリスクである。** |
| **31** | **保険** |
| **31.1** | 各参加艇は、インシデント毎に最低*＜金額＞*を保証するか、または同等の、有効な第三者賠償責任保険に加入しなければならない。 |

|  |  |
| --- | --- |
|  | SI付則文書A主催団体より用意される艇 |
| **A1** | **艇** |
| **A1.1** | 艇は、すべての競技者に対して用意される。競技者は、以下のことを除き、どのような方法であっても、改造してはならず、また改造になるような原因を作ってはならない。 |
|  | 1. コンパスを艇体またはスパーに結び付けたり、テープで貼り付けたりしてもよい。
2. 糸を含む風向計を艇のどこにでも結び付けたり、テープで貼り付けたりしてもよい。
3. 艇体、センターボードおよびラダーを洗ってよいが、水のみである。
4. 粘着テープを喫水線より上のどこにでも用いてよい。
5. クラス規則に適合している場合に限り、調整できるように作られたすべての艤装品または装備を調整してもよい。
 |
| **A1.2** | 帆走のために艇と共に用意されたすべての装備は、水上にいる間、艇内になければならない。 |
| **A1.3** | 上記の指示の1つにでも適合しない場合のペナルティーは、指示に違反して帆走したすべてのレースにおいての失格である。 |
| **A1.4** | 競技者は、わずかであったとしても。装備の損傷または紛失を、艇を着岸後直ちに主催団体の代表者に報告しなければならない。この指示違反のペナルティーは、競技者がこれに適合するために最善の努力をしたとプロテスト委員会が納得した場合を除き、直近に帆走したレースでの失格である。 |
| **A1.5** | 競技者がクラス協会のメンバーで無ければならないことを定めているクラス規則は適用されない。 |